

| | |
|-----------|--------------|
| 令和4年2月15日 | |
| 所 属 | 市民税課 |
| 所属長 | 中村 雅夫 |
| 電 話 | 06-6489-6258 |

令和4年度分個人市民税に係る申告期限の延長等について

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受けた国税における申告期限の延長に係る対応にあわせ、本市の個人市民税・県民税の申告期限等について、次のとおり対応します。

1 申告期限について

新型コロナウイルス感染症の影響により、法定期限（令和4年3月15日）内の申告が困難な方については、簡易な方法で当該申告期限を同年4月15日（金）まで延長し、申告を受付けます。

2 期限後の申告方法

申告が可能となった時点で、申告書の備考欄に申告期限の延長を受けようとする理由等を記載した申告書の提出を求めます。

3 納期について

個人市民税・県民税に係る納期（特別徴収は6月から翌年5月、普通徴収は6月、8月、10月、翌年1月）については、延長しません。

以 上